

事業概要

令和 2 年度



大分県食肉衛生検査所

目 次

I 食肉衛生検査所の概要

1	沿 革	1
2	組 織	2
3	職 員	2
4	業 務	3
5	事務分掌	3
6	施 設	4
7	と畜検査手数料・証明料収入（令和元年度）	5

II 検査事業の概要

1	と畜検査頭数	6
2	検査結果に基づく行政措置	7
3	精密検査の状況	9
4	牛海綿状脳症（B S E）検査の状況	10
5	講習会実施状況	10
6	令和元年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要	11
7	食肉等の輸出状況	12
8	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組	12
9	指名検査員養成に向けた研修	14

III 研修・調査・研究

1	職員研修等の状況	15
2	令和元年度における研究発表	15

IV 参考資料

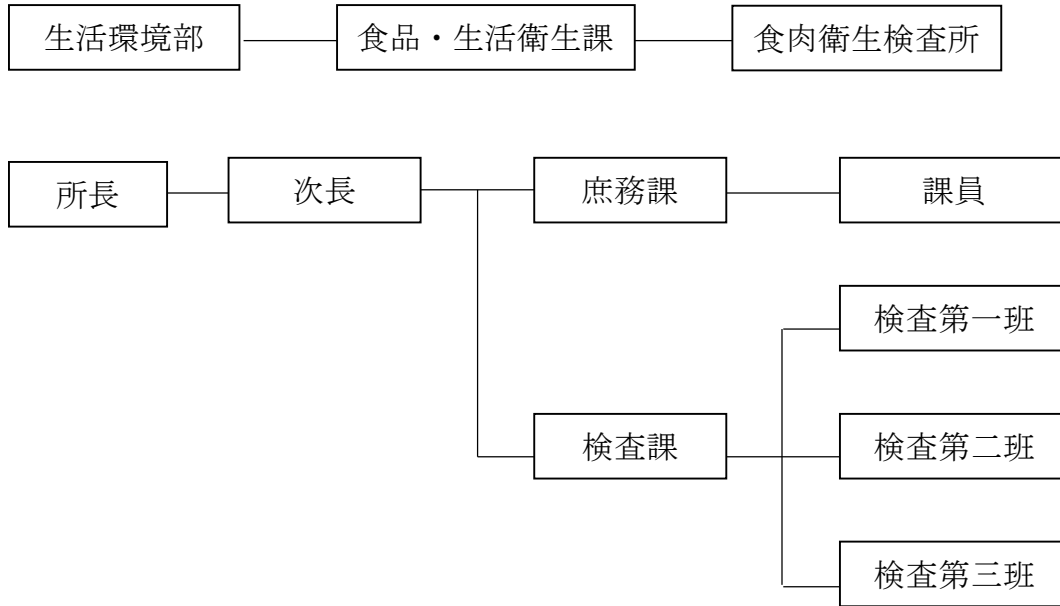
1	県内のと畜場	16
2	株式会社 大分県畜産公社の概要	17
3	大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移	18

I 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和	44. 3	県議会において食肉衛生センター構想が提起
	45. 5～7	と畜場統廃合方針策定
	46. 12	県、県議会、市長会、町村会及び農業団体代表者による食肉センター建設推進委員会設置
	47. 2. 8	食肉センター建設推進委員会が建設事業実施の基本事項を決定
	49. 7. 8	食肉流通センター建設に伴う犬飼町の地域開発計画を策定するため、県庁内に、県、町及び公社職員で構成する「犬飼町地域開発対策班事務局」を設置
	50. 1. 24	造成工事着手
	12. 15	食肉流通センター建設事務局設置
	51. 5. 12	大分県食肉流通センターとして、一般と畜場の許可
	52. 2. 1	大分県畜産流通センター建設事務局に改組
	4. 1	大分県食肉衛生検査所設置事務局設置
	8. 16	大分県食肉衛生検査所建設工事着工
	53. 1. 12	〃 完成
	3. 30	大分県畜産流通センター工事完成
	4. 1	大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始
	7～11	庁舎周辺整備工事（駐車場、外柵）、環境緑化工事
	54. 8. 31	全館冷暖房工事完成
	56. 5～9	多目的ホール等の増築
	59. 4. 1	大分県畜産流通センターが(株)大分県畜産公社に組織変更
平成	5. 9～11	防水・外壁改修及び食鳥精密検査室設置
	12. 3. 31	(株)大分県畜産公社 大動物処理施設改善
	13. 10. 18	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査開始
	14. 3. 31	(株)大分県畜産公社 小動物処理施設改善
	16. 3. 23	BSE検査室設置
	11. 28	(株)大分県畜産公社 検査室設置
	23. 1～3	外壁改修
	4～7	空調設備改修
	24. 1. 31	(株)大分県畜産公社 ISO22000:2005 取得
	25. 2. 14	タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	3. 27	マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場選定
	7. 1	BSE検査月齢引上げ（48月齢超）に伴いBSE全頭検査廃止
	26. 3. 27	ベトナム向け輸出食肉施設登録
	12. 16	(株)大分県畜産公社 新病畜棟着工
	27. 7. 21	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟着工
	28. 7. 13	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟竣工
		サルモネラ検査室・洗濯室設置
	28. 8. 22	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟稼動
	28. 10. 24	マカオ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場選定（新工場）
	28. 11. 1	タイ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定（新工場）
	29. 1. 4	ベトナム向け輸出食肉施設登録（新工場 以下同様）
	29. 1. 4	ミャンマー向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	29. 9. 22	台湾向け輸出牛肉を取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 4. 5	アメリカ、カナダ、香港、オーストラリア向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 9～R2. 2	食肉衛生検査所庁舎改修
令和	1. 10. 7	シンガポール向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定

2 組 織



3 職 員

(1) 職員の構成

令和2年4月1日現在

職 種 職 名	事 務	技 術 (獣医師)	計	非常勤職員	総計	
現 員	所 長	0	1	1	0	24
	次 長	1	0	1	0	
	庶務課	1	0	1	1	
	検査課	0	16	16	4	
	計	2	17	19	5	

(2) と畜検査員配置状況 (計21人 *内1名産休)

(検査室配置状況：再掲)

所長	課長	課員		非常勤職員	検 査 室	配置人員
所長	検査課長	検査第一班	6	4	微生物	4
		検査第二班	5		病 理	3
		検査第三班	4		B S E	4
					理化学	4

4 業 務

- (1) と畜場法に基づき、食用に供する目的で搬入された獣畜について、生体検査、解体前及び解体後の検査に加え、必要に応じ科学的な精密検査を実施する。
- (2) 検査の結果、食用として不適と判断された場合、又はとさつ・解体によりウイルスを伝染させる恐れがあると認められた場合には、と畜場設置者等にとさつ・解体の禁止、廃棄等の必要な措置を講じさせること。
- (3) と畜場の清潔保持及びと畜業者等の講ずべき衛生措置の実施状況を検査し、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) と畜場の施設内において、食品衛生法に基づく監視指導及び収去を行い、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を取るよう指導する。
- (5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、各国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、と畜検査、検印の押印、食肉衛生証明書の発行を行い、認定施設の衛生管理の検証を行う。
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所が実施している食鳥検査に係る微生物学的検査等の精密検査を行う。
- (7) 人と動物の共通感染症や獣畜の疾病等について調査、研究を行う。

5 事務分掌

(大分県地方機関事務分掌規程(抄))

第11条 食肉衛生検査所の各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

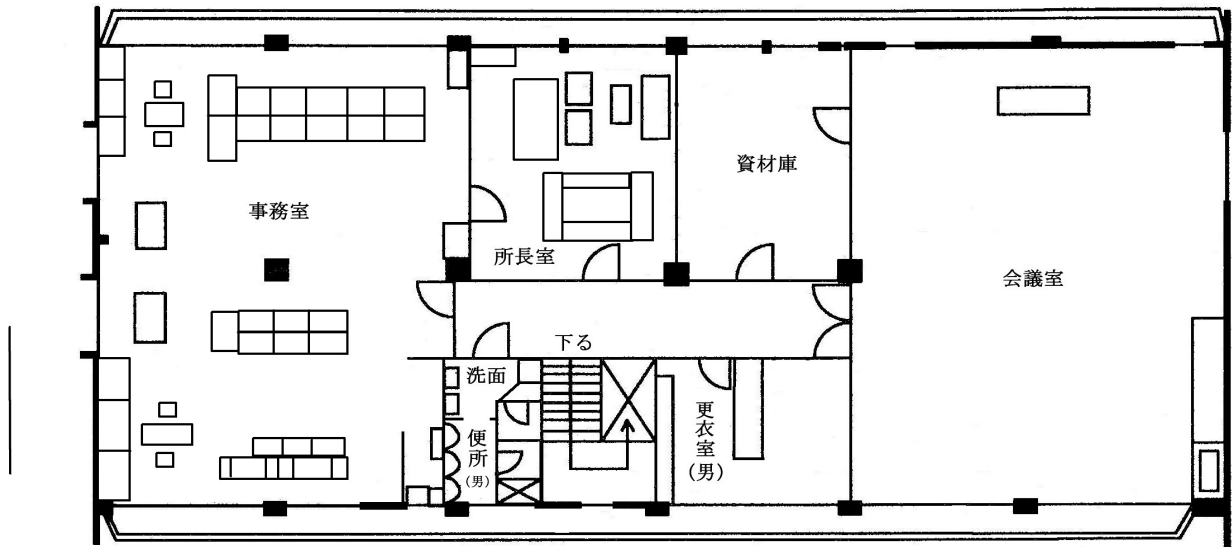
課 名	事 務 分 掌
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関する事 2 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事 3 職員の身分及び服務に関する事 4 庁舎等の維持及び管理に関する事 5 予算の執行に関する事 6 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事 7 諸収入の徴収に関する事 8 県有財産の維持及び管理に関する事 9 その他他課の所掌に属さない事
検 査 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに検印に関する事 2 獣畜(食鳥を含む。)のとさつ及び解体の検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的試験検査に関する事 3 と畜場に係る指導監督に関する事 4 人畜共通感染症及び獣畜(食鳥を含む。)の異常疾病の調査等に関する事

6 施 設

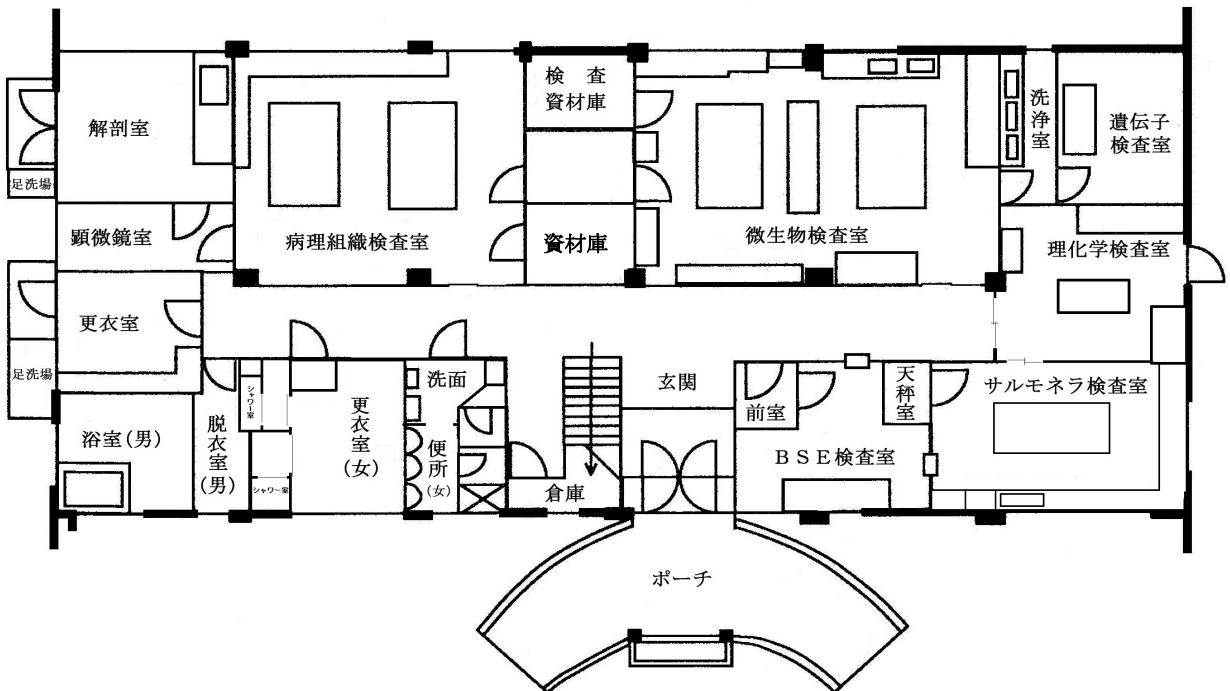
敷 地		3,463.66 m ²
建 物 (本 館)	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	床 面 積	770.40 m ²
付 属 建 物 (機 械 棟)	構 造	鉄骨造スレート葺 平屋建
	床 面 積	68.37 m ²
延 べ 床 面 積		838.77 m ²
建 設 費		150,006 千円

○検査所平面図

2階



1階



7 と畜検査手数料・証明料収入（令和元年度）

項 目		手数料（円）	最終決算額	
			件 数	金額（円）
牛	150kg 以上	650	5,597	3,638,050
	150kg 以上（時間外）	1,300	923	1,199,900
	150kg 未満	350	24	8,400
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
馬	150kg 以上	650	2	1,300
	150kg 以上（時間外）	1,300	0	0
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
豚		330	108,193	35,703,690
	時間外	660	3,200	2,112,000
めん羊 山羊		350	27	9,450
	時間外	700	1	700
と畜検査関係手数料 計			117,967	42,673,490
証明料		400	831	332,400
収 入 計				43,005,890

と畜検査手数料（平成 18 年 4 月 1 日改正）

証 明 料（平成 8 年 4 月 1 日改正）

II 検査事業の概要

1 と畜検査頭数

(1) 令和元年度総検査頭数

117,967 頭で、前年度より 2,447 頭(2.0%) の減少であった。

(2) 畜種別検査頭数

牛 6,544 頭、豚 111,393 頭、馬 2 頭、めん羊・山羊 28 頭で総検査頭数に占める牛、豚の割合は牛が 5.5%、豚が 94.4%であった。

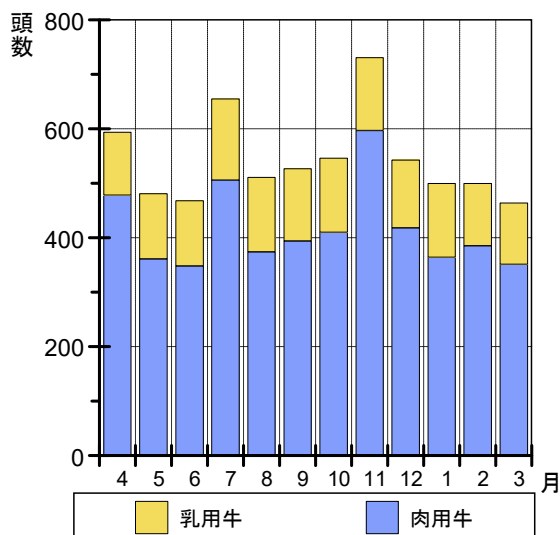
年度別 検査頭数 (平成 29～令和元年度) (単位：頭)

年 度	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg 未満			
令和元	117,967	6,544	4,988	1,532	24	2	111,393	28
平成 30	120,414	6,398	4,688	1,688	22	3	114,011	2
平成 29	112,683	5,584	3,870	1,684	30	6	107,091	2

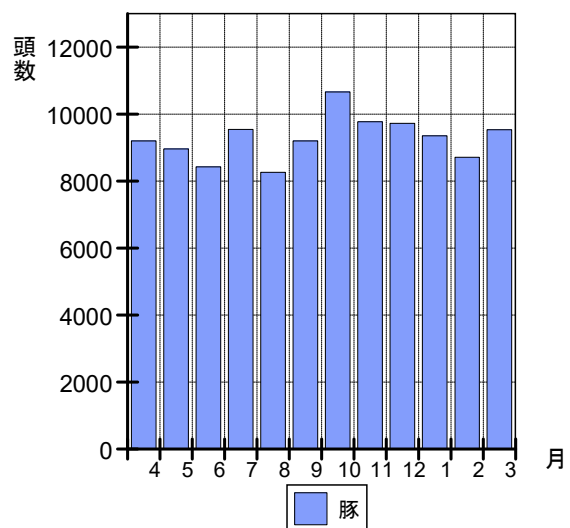
令和元年度 月別検査頭数 (単位：頭)

月	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg 未満			
4	9,798	596	478	116	2	0	9,204	0
5	9,445	484	361	120	3	0	8,959	5
6	8,895	470	348	120	2	0	8,427	0
7	10,200	659	506	149	4	1	9,544	0
8	8,776	511	374	137	0	0	8,265	0
9	9,736	531	394	133	4	0	9,206	3
10	11,219	546	410	136	0	0	10,670	3
11	10,514	731	597	134	0	1	9,779	3
12	10,275	545	418	125	2	0	9,732	0
1	9,858	503	364	136	3	0	9,355	3
2	9,215	502	385	115	2	0	8,711	4
3	10,012	466	351	113	2	0	9,541	7
計	117,967	6,544	4,988	1,532	24	2	111,393	28
前年度 対比 (%)	97.9	101.9	106.4	90.8	109.1	66.7	97.7	1,400

令和元年度 牛の月別検査頭数



令和元年度 豚の月別検査頭数



(3) 病畜の検査状況

病畜とは、①病畜として搬入され、病畜と室で処理したもの、②生体検査で病畜と診断し、病畜と室で処理したもの、③解体後の検査で精密検査を実施したものを対象としている。

令和元年度の病畜頭数は848頭（総検査頭数の0.7%）で、その内訳は、牛663頭（牛検査頭数の10.1%）、豚183頭（豚検査頭数の0.2%）、馬1頭（馬検査頭数の50%）、めん羊・山羊1頭（めん羊・山羊検査頭数の3.6%）であった。

また、病畜の時間外と畜検査頭数は103頭（牛85頭、豚18頭）であった（内、土曜閉庁日のと畜検査頭数は80頭：牛68頭、豚12頭）。

（単位：頭）

年 度	病畜 頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和元	848	663	1	183	1
平成30	926	604	3	318	1
平成29	954	659	5	290	0

2 検査結果に基づく行政措置

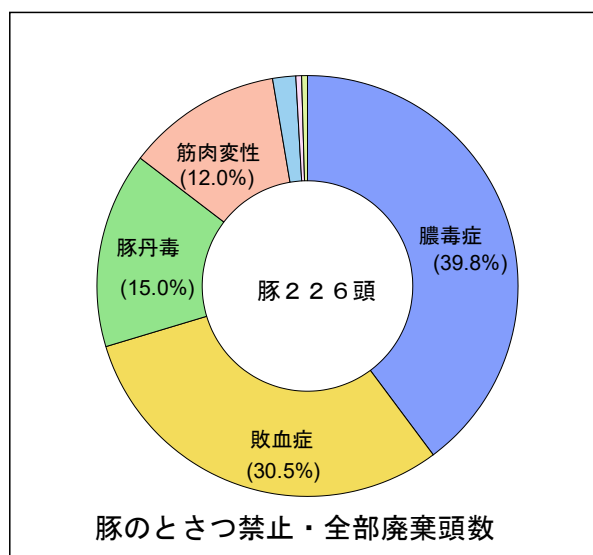
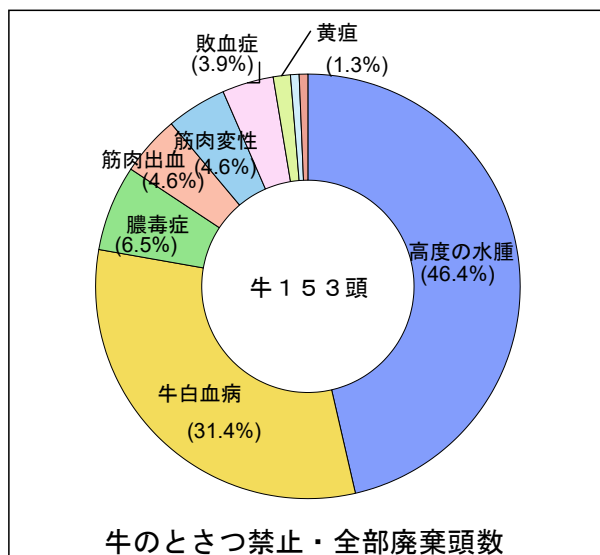
とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は379頭（牛153頭、豚226頭）で、前年度に比べ2頭（牛7頭増加、豚9頭減少）減少した。

(1) 令和元年度 とさつ禁止措置の状況 （単位：頭）

とさつ禁止頭数(計19頭)	とさつ 禁 止 措 置 の 主 な 疾 病
牛 : 1頭	牛白血病(1)
豚 : 18頭	豚丹毒(蕁麻疹型)(5)、膿毒症(13)

(2) 令和元年度 全部廃棄措置の状況 （単位：頭）

全部廃棄頭数(計360頭)	全 部 廃 棄 措 置 の 主 な 疾 病
牛 : 152頭	水腫(高度)(71) 牛白血病(47) 膿毒症(10) 筋肉変性(全身性)(7) 筋肉出血(全身性)(7) 敗血症(6) 黄疸(高度)(2) 尿毒症(1) 腫瘍(全身性)(1)
豚 : 208頭	膿毒症(77) 敗血症(69) 豚丹毒(29※) 筋肉変性(全身性)(27) 水腫(高度)(4) 白血病(1) 黄疸(高度)(1) ※関節炎型(22)、心内膜炎型(4)、蕁麻疹型(3)



(3)牛、豚の年度別行政措置の状況 () 内は検査頭数に占める% (単位：頭)

年 度	牛				豚			
	検 査 頭 数	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	検 査 頭 数	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
令和元	6,544	1	152	4,947	111,393	18	208	70,923
		(0.02)	(2.3)	(75.9)		(0.02)	(0.2)	(63.7)
平成30	6,398	4	142	5,209	114,011	15	220	78,398
		(0.06)	(2.2)	(81.4)		(0.01)	(0.2)	(68.8)
平成29	5,584	4	150	4,657	107,091	13	198	84,719
		(0.07)	(2.7)	(83.4)		(0.01)	(0.2)	(79.1)

(4)と畜頭数及び獣畜のとさつ禁止又は全部廃棄したもの原因

	と畜頭数		豚	膿	敗	尿	黄	水	腫	変性又は萎縮	そ	計
			丹毒	毒症	血病	毒症	疸	腫	瘍	他		
牛	6,520	禁 止	/	0	0	0	0	0	0	/	1	1
		全部廃棄	/	10	6	1	2	71	1	7	54	152
とく	24	禁 止	/	0	0	0	0	0	0	/	0	0
		全部廃棄	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬	2	禁 止	/	0	0	0	0	0	0	/	0	0
		全部廃棄	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	111,393	禁 止	5	13	0	0	0	0	0	/	0	18
		全部廃棄	29	77	69	0	1	4	0	27	1	208
めん羊	28	禁 止	/	0	0	0	0	0	0	/	0	0
		全部廃棄	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 精密検査の状況

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査や解体後の検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理組織、理化学検査及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：頭)

精密検査	検査件数	措置の内容 (件)			とさつ禁止・全部廃棄措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	176	—	103	73	豚丹毒、敗血症
病理組織	51	—	49	2	牛白血病、白血病、腫瘍
理化学	15	—	3	12	黄疸、尿毒症
血液検査	618	1	—	—	牛白血病
計	860	1	155	87	

(2) 食肉の食中毒菌等検査

県産食肉に起因する腸管出血性大腸菌等による食中毒防止を目的に、管轄と畜場で処理された牛・豚枝肉の拭き取り検査を実施し、結果に基づき衛生的な食肉処理や施設の衛生管理に対する指導を実施した。

一般細菌、大腸菌群及び腸管出血性大腸菌 0157 は、良好な結果であった。

また、(株)大分県畜産公社が対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定を受けたため、牛枝肉のサルモネラ検査を実施した。

(単位：件)

検査項目	牛枝肉	豚枝肉
一般細菌	12	50
大腸菌群	12	50
腸管出血性大腸菌 0157	24(0)	0
サルモネラ菌	140(0)	0
合計	188	100

※ () 内は検出数

(3) 食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、馬の残留抗菌性物質の検査を 497 検体実施し、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	羊	総計
簡易検査	485	11	1	497

※大分県食品衛生監視指導計画に基づき、保健所食品衛生監視機動班が(株)大分県畜産公社から県産食肉 12 検体(豚肉 11 検体、牛肉 1 検体)を収去し、動物用医薬品の検査を実施したところ、違反したものはなかった。

(4) グリア繊維性酸性蛋白(GFAP)残留量調査

BSE 特定危険部位が確実に除去されていることを確認するため、脊髓組織に多く含まれる GFAP を牛枝肉の脊髓組織汚染の指標として、頸部及び腹部について年 8 回残留検査を実施した。

検査結果は、48 検体すべて残留度 0 であった。

(単位：頭)

検査頭数	GFAP 残留度				
	残留 0	残留 1	残留 2	残留 3	残留 4
48	48	0	0	0	0

4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE検査は、平成13年10月18日から県内で処理されるすべての牛について実施してきたが、省令改正により、平成25年7月1日からは48ヶ月齢超の牛のみとなり、平成29年4月1日には健康牛の検査が廃止され、現在、生後24ヶ月齢以上の牛において、神経症状や起立不能等全身症状を呈する牛のみ検査を継続している。

令和元年度の検査頭数は7頭で、検査の結果はすべて陰性であった。

年度別BSEスクリーニング検査状況 (単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成21年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
計	107,791	99,034	8,757

5 講習会実施状況

令和元年度は、(株)大分県畜産公社の職員に対しHACCPに基づく衛生管理や米国の求める厳しい衛生基準について十分に理解し、実施できるように指導するための衛生講習会や研修会を開催した。

また、食肉衛生検査所や保健所の獣医師を対象に輸出業務に関するスキルアップを目的に輸出対策リーダー養成研修を実施した。

講習会名称	回数	参加人数	対象者
(株)大分県畜産公社に対する衛生講習会	12	96	公社職員等
輸出対策リーダー養成研修	5	61	県職員等
獣医師インターンシップ研修	2	5	獣医大学生
栄養士・医師インターンシップ研修	2	13	栄・医大学生
大分市消費者団体連絡協議会視察研修	1	25	協議会会員
合計	22	200	

6 令和元年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

(1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、このシステムより法に基づく書類や生産者に情報提供するための帳票を作成している（詳細については下記ア～オのとおり）。

- ア 食肉検査データを1頭単位で管理している。
- イ 各種データをグラフ化して提供でき、誰でも簡単に比較検討できる。
- ウ 検査データを生産者別に集計することができる。
- エ 多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病の発生が簡単に把握できる。
- オ 検査データと格付データ※をリンクさせて容易に比較することができる。

※格付データ等の内容

- 牛→性別、個体識別番号、歩留等級、肉質等級、枝肉重量等
- 豚→性別、格付、背脂肪、枝肉重量等

(2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

生産者にわかりやすく、より経済効果の得られる疾病対策を実施することを目的とし、豚検査データをグラフ化すると共に、格付データを加えて毎月フィードバックを行った。

[対象]

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者21戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：12戸

イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

主として大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛検査データ及び格付データのフィードバックを毎月行った。

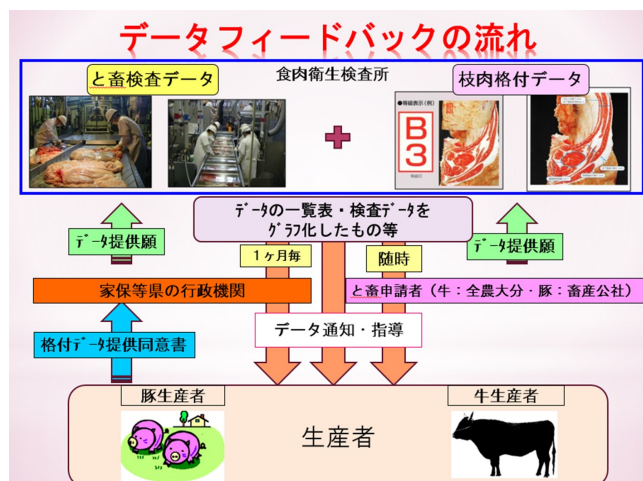
[対象]

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者29戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：2戸
- ・診療獣医師1名（対象農家3戸）

※家畜保健衛生所を經由してフィードバックを希望する生産者と直接本人あてフィードバックを希望する生産者あり。

ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所と連絡会議を実施するとともに、大分県養豚協会の研修会において、データフィードバックについて生産者に説明を行った。



7 食肉等の輸出状況

(1) 食肉

(株)大分県畜産公社は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱い施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱い施設の選定を受け、同年6月からタイ向けの牛肉出荷を開始した。平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱い施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポールの認定を受け、アメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾に対し輸出を行った。

輸出にあたっては、「輸出食肉取扱要綱」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

食肉輸出状況

		牛 肉					豚 肉		
		米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	マカオ	香港
令和元	総重量(Kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	2,087	203
	証明件数	10	50	1	35	21	45	19	3
平成30	総重量(Kg)	-	-	-	285	1,769	4,777	1,767	413
	証明件数	-	-	-	7	35	26	22	3
平成29	総重量(Kg)	-	-	-	452	2,742	2,330	1,562	-
	証明件数	-	-	-	10	39	20	19	-
平成28	総重量(Kg)	-	-	-	399	668	-	145	-
	証明件数	-	-	-	6	15	-	2	-

(2) 副産物

(株)大分県畜産公社は、昭和55年4月に大分県知事から「対香港輸出と畜場(豚のみ)」に選定され、新と畜場についても、平成28年8月に引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出を行っている。

輸出にあたって「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

令和元年度副産物輸出状況

部 位	胃	尾	耳	足
総重量(kg)	5,060	4,920	5,580	36,800
証明件数	12	12	12	13

8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

(株)大分県畜産公社(以下、「畜産公社」という。)は、「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱(以下、「米国向け取扱要綱」という。)」に従って、HACCPシステムによる衛生管理を行っている。

米国向け取扱要綱では、と畜場及び食肉処理場(以下、「と畜場等」という。)について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCPシステムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められる。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設(以下、「認定施設」という。)を管轄する食肉衛生検査所は、と畜場等が行う衛生管理について検証するオフライン検査と、アメリカの基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

(1) 食肉衛生検査所が行う検証業務

ア SSOP（衛生標準作業手順書）の検証

(ア) 作業前点検

解体処理室、内臓処理室、カット室において、作業開始前に施設・設備及び器具等が SSOP に従って適正に管理されているかを確認する。この点検は、畜産公社による作業前点検終了後または畜産公社の作業前点検に同行して実施する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせるとともに、再発防止措置等についても指導を行う。

(イ) 作業中点検

解体処理室、内臓処理室、カット室において、製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的であるか否かについて点検を行う。不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善を図る。

(ウ) その他

SSOP の実施、モニタリング及び改善措置の記録について検証する。また、SSOP の定期的な見直しが行われ、効果的な SSOP が維持されていることを検証する。

イ HACCP システムの検証

HACCP プランの妥当性を検証するために、CCP の直接監視、逸脱時の対応及び記録について検証する。また、認定施設が実施する枝肉の大腸菌検査について検証する。

ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているかについて検証する。

エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証

生体の搬入からとさつまで、獣畜が人道的に取り扱われているか、給水及び給餌、歩行困難牛の取扱い、効果的なスタンニング及び無意識状態の確認等について検証する。

オ 糞便、消化管内容物及び乳房内容物に関する衛生的なとさつ・解体の検証

枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを確認する。

オフライン検査員は、1日2頭をランダムに選定し、枝肉に糞便、消化管内容物及び乳房内容物による汚染を認めた場合は、その監督の下で汚染された部位を迅速に除去させるとともに、当該施設に改善措置について回答を求め、提出された改善措置を検証する。

カ サルモネラ検査

病原微生物削減達成規格として、枝肉のサルモネラ検査を行う。去勢／未経産牛肉は連続82日間、廃用／種雄牛肉は連続52日間、1日1検体、冷蔵庫に搬入後12時間以上経過した枝肉について拭き取りを実施し、前増菌、選択増菌及び分離培養をした後、4日目に一次判定、5日目に最終判定を行う。

キ STEC (腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157) 検査

施設の HACCP 計画及び SSOP が STEC に対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉の STEC 検査を実施する。

BAX System を用いてスクリーニング検査を行い、陽性の場合は、確認検査（分離培養、血清型別試験、生化学的性状試験、病原因子遺伝子 (*stx* 及び *eae*) 確認試験)を行い、腸管出血性大腸菌血清群 026、045、0103、0111、0121、0145 又は 0157 が分離されたことを確認した場合、陽性と判断する。

(3) 査察

毎月、米国向け取扱要綱に基づき九州厚生局による査察を受けている。

輸出国による査察は不定期に実施され、令和2年2月7日に米国農務省食品安全検査局（FSIS）による査察を受けた。

9 指名検査員養成に向けた研修

(1) 米国農務省による食肉検査に関する海外政府職員研修

令和元年度にワシントン DC で行われた食肉検査に関する海外政府職員研修に、当所から1名が参加した（参加者30名、うち日本人2名）。

認定施設に対して行われる FSIS による査察に対応するため、米国における食肉検査体制や衛生管理における考え方について学んだ。

(2) 輸出対策リーダー養成研修

迅速かつ適切に輸出対策を推進できる検査員を恒常的に配置するため、大学教授及び九州厚生局職員を招聘し、対米認定施設における衛生管理方法や FSIS の査察対応に係る講習会を実施するなど輸出対策リーダーの養成やと畜場の衛生意識向上のため衛生教育等を行っている。

Ⅲ 研修・調査・研究

1 職員研修等の状況

学会・大会・研修会等		場 所	出席人員
6月	食肉衛生検査長期研修 と畜及び食鳥検査員研修	埼玉県 大分市	1人 1人
7月	熊本県食肉衛生検査所における研修	熊本県	2人
9月	全国公衆衛生獣医師協議会研修及び調査研究発表会 輸出対策リーダー養成研修 米国農務省による海外政府食肉検査員のための食品 安全の同等性・検査研修	東京都 当所 アメリカ 合衆国	2人 5人 1人
10月	輸出対策リーダー養成研修 九州地区食肉衛生検査所協議会大会	当所 那覇市	9人 4人
11月	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会 九州地区獣医師大会及び獣医学術九州地区学会 輸出対策リーダー養成研修 大分県試験検査精度管理事業研修会	山梨県 佐賀市 当所 大分市	1人 3人 12人 2人
12月	対米等輸出食肉に係る指名検査員研修 食中毒・感染症制御研修会	東京都 大分市	2人 3人
1月	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会 輸出対策リーダー養成研修	東京都 当所	2人 12人
2月	保健所等検査技術等研修会 食品衛生監視員・と畜食鳥検査員・狂犬病予防員研 究発表会 輸出対策リーダー養成研修	大分市 大分市 大分市	2人 6人 23人

2 令和元年度における研究発表

No.	演 題	発 表 者
1	PDCA サイクルの機能化等に取り組む対米等輸出認定を受けた事例 について	江川 章子
2	と畜場搬入牛における STEC 保有状況調査	行友 俊弥
3	対米等輸出認定取得に向けたPDCAサイクルの機能強化について	永田 万歩
4	牛枝肉の拭き取り検査による衛生的取り扱いの検証	行友 俊弥
5	対米等輸出認定取得に向けたPDCAサイクルの機能強化について	永田 万歩
6	と畜場搬入牛における STEC 保有状況調査	行友 俊弥
7	対米輸出認定施設における輸出対策リーダー養成研修の取組	永田 万歩

発表した学会等の名称（開催地）

- No. 1 全国公衆衛生獣医師協議会（東京都）
- No. 2、3 九州地区食肉衛生検査所協議会（那覇市）
- No. 4 九州地区獣医師大会（佐賀県）
- No. 5 食肉及び食鳥肉衛生研究発表会（東京都）
- No. 6、7 食品衛生監視員・と畜食鳥検査員・狂犬病予防員研究発表会（大分市）

IV 参考資料

1 県内のと畜場

と畜場名	区分	と畜場番号	開始年月日	処理能力/日頭		検査機関
				大動物	小動物	
(大分県食肉流通センター) 株大分県畜産公社	(一般) 一般	17	(S53.4.1) S59.4.1 (旧施設) H28.8.22 (新施設)	60	560	大分県食肉衛生検査所

【県内と畜場所在地】

(株)大分県畜産公社は、大分県豊後大野市犬飼町に所在する。



2 株式会社 大分県畜産公社の概要



- (1) 敷地面積 45,278m²
 (2) 建物 12,807m²
 本館棟（鉄骨コンクリート4階建）11,083m²
 （牛施設 5,441m² 豚施設 3,982m² 厚生施設 1,660m²）
 病畜棟 514m²
 第2事務棟 208m²
 守衛棟 36m²
 汚水処理棟 966m²
 (3) 処理能力（豚換算 800頭/日）
 と畜：（牛：60頭/日 豚：560頭/日）
 カット：（牛：40頭/日 豚：450頭/日）
 (4) 保管能力
 枝肉（牛：150頭 豚：1,120頭）
 部分肉（牛：33t 豚：27t）
 (5) 解体方式
 オンレール方式
 (6) 汚物・汚水処理
 汚水処理施設（活性汚泥方式）1,000t/日
 (7) 営業時間
 日曜・祝祭日・年末年始の休業日を除く
 平日：午前8時30分～午後5時まで
 土曜日：午前8時30分～午後3時まで
 (8) 受付時間
 牛 平日：午前6時～8時30分
 豚 平日：午前6時～11時（4月～9月）
 午前6時～11時30分（10月～3月）
 （但し、翌日とさつのものに限り、牛は前日の午後1時～午後8時まで受付、豚は前日の午後3時～午後8時まで受付、土曜日は除く。）

と畜場使用料及びとさつ解体料（単位：円/頭 消費税込み 令和2年4月1日現在）

種類	区分	と畜場使用料	とさつ解体料	合計
牛	時間内	2,700	5,940	8,640
	時間外	5,400	11,880	17,280
とく	時間内	2,052	3,564	5,616
	時間外	4,104	7,128	11,232
馬	時間内	3,240	7,560	10,800
	時間外	6,480	15,120	21,600
大豚	時間内	1,015	2,084	3,099
	時間外	2,030	4,169	6,199
豚	時間内	875	1,231	2,106
	時間外	1,750	2,462	4,212
めん羊 山羊	時間内	1,080	2,160	3,240
	時間外	2,160	4,320	6,480

【備考】(1) 病畜棟使用の場合は、時間内と畜場使用料+とさつ解体料の50%増し（10円未満四捨五入）

(2) とさつ解体料は、内臓洗料を含む。

(3) 特殊料金、種雄牛、種雄馬のと畜場使用料+とさつ解体料は種雄牛 12,960円、種雄馬 16,200円

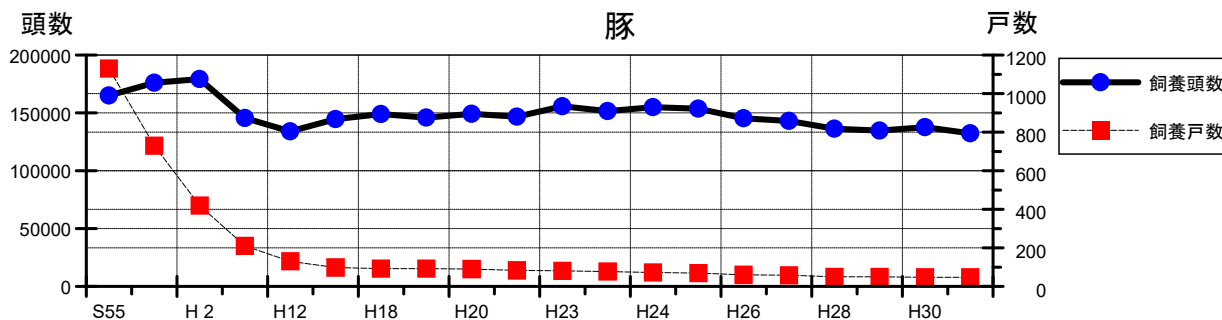
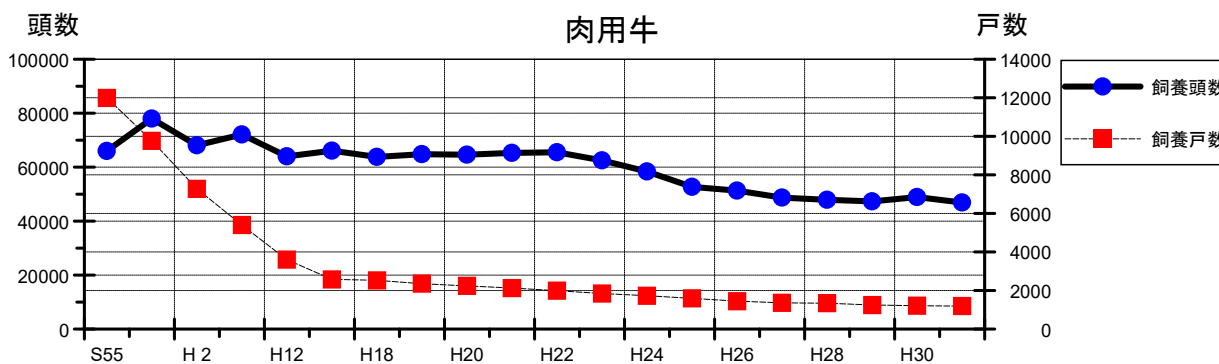
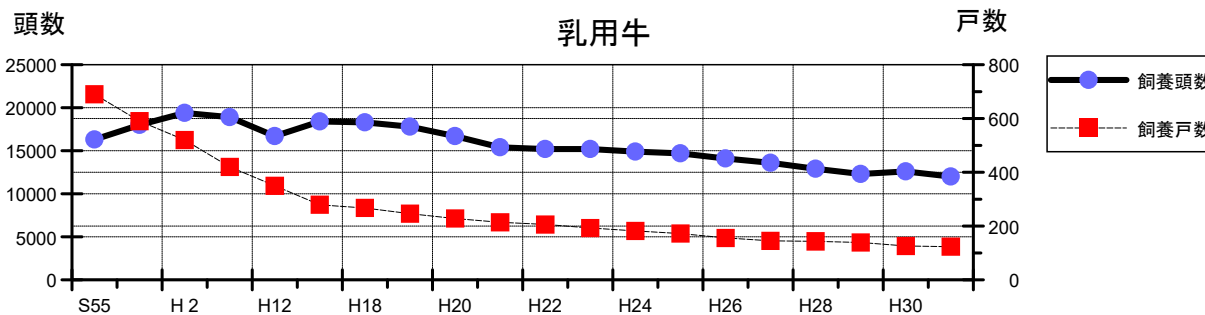
(4) 「とく」とは、生体150kg未満とする。

(5) 「大豚」とは、枝肉93.1kg以上とする。

3 大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移

年 度	乳用牛		肉用牛		豚	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
昭和 55	690	16,300	12,000	66,000	1,130	165,000
60	590	18,000	9,770	78,000	730	176,000
平成 2	520	19,400	7,280	68,100	420	179,200
7	420	18,900	5,400	72,100	210	145,500
12	350	16,700	3,620	64,000	130	134,000
17	279	18,400	2,580	66,100	98	144,600
22	206	15,200	1,990	65,500	81	155,700
24	182	14,900	1,730	58,400	72	154,900
25	172	14,700	1,590	52,700	69	153,600
26	156	14,100	1,450	51,300	60	145,300
27	145	13,600	1,360	48,700	58	143,000
28	143	12,900	1,340	47,900	50	136,300
29	139	12,300	1,340	47,300	50	134,700
30	126	12,600	1,210	48,900	47	137,600
31	123	12,000	1,190	46,900	47	132,300

出典：大分の畜産 2019 (令和元年度版)





令和2年度 事業概要

編集・発行者

大分県食肉衛生検査所

〒879-7305

大分県豊後大野市犬飼町田原 1580-40

電話：(097)578-1011 FAX：(097)578-1012

E-mail：a13201@pref.oita.lg.jp

HP：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13201/